ン　山口県山口市小郡御幸町四番六号
イ　鳥取県米子市観音寺新町三丁目四番二十号
ロ　愛媛県松山市萱町一丁目三番六号
ハ　香川県高松市林町二千三十二番地二
ニ　徳島県板野郡藍住町奥野字長江口七十七番地一
ホ　高知県高知市萩町一丁目一番四号
ヘ　福岡県大野城市仲畑一丁目七番三十三号
ト　福岡県北九州市八幡西区引野二丁目七番三号
チ　福岡県久留米市東合川新町十一番五十一号
リ　長崎県長崎市竹の久保町十四番二十一号
ヌ　大分県大分市西春日町一番二号
ル　熊本県熊本市水前寺六丁目二十七番二十号
ヲ　宮崎県宮崎市吉村町寺ノ下甲二千二百九十八番地一
ワ　鹿児島県鹿児島市上之園町二十四番地四
カ　沖縄県宜野湾市大山七丁目四番十五号

○国土交通省告示第七百五号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月六日

国土交通大臣　金子　一義

本則の表利率の欄中「一・六パーセント」を「一・七パーセント」に改める。

附則第三項の表中「一・八パーセント」を「一・九パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）について適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○関東地方整備局告示第二百五十四号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第八十二条の規定に基づき処分をしたので、同法第八十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　被処分者

(一)　商号　テス株式会社

(二)　代表者氏名　山口　昭夫

(三)　主たる事務所　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二番十二号

(四)　登録番号　大臣（二）第〇三〇二三〇号

(五)　登録年月日　平成十九年三月十五日

二　処分年月日　平成二十一年六月三十日

三　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第八十二条に基づく業務停止命令（三十日間）

(一)　業務停止期間　平成二十一年七月十四日から平成二十一年八月十二日まで

(二)　停止を命ずる業務の範囲

マンション管理業に係るすべての業務

ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結した管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

国会事項

衆議院

議案提出

七月二日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎外五名提出）

議案送付

七月二日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

質問書提出

七月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

低周波振動による被害対策に関する質問主意書（吉井英勝提出）

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する第三回質問主意書（赤嶺政賢提出）

政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館建設の必要性等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

いわゆる飯塚事件に関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）

内閣総理大臣を名指しで非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）

会議

七月三日（金曜日）　午後一時　本会議

訂正

五月七日付国会事項欄衆議院の部、議案提出の項五行及び六行中「林幹雄外三名」を「葉梨康弘外二名」に、七月二日訂正する。

参議院

議事日程

七月三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十五号

平成二十一年七月三日（金曜日）

午前十時開議

第一　刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）

第二　領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　沖縄科学技術大学院大学学園法案（内閣提出、衆議院送付）

第六　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第七　商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

七月二日衆議院から次の議案が提出された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第四三号）

議案受領

七月二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第四号）